平成 26 年度 京都市空き家活用・流涌支援等補助金

# 京都市は, 空き家の活用を 応援します



補助余 最大 9() 万円!

(特定目的活用支援タイプ かつ京町家の場合)

### 活用・流通促進タイプ

# 特定目的活用支援タイプ

1年以上居住者がいない空き家を,賃貸用又 は売却用として流通させる場合,改修工事や家 種類 財の撤去にかかる費用の一部を補助します。

6箇月以上居住者がいない空き家を, ま ちづくり活動拠点等の目的(地域の居場所づ くり、留学生の住まいなど)で活用する場合、 改修工事や家財の撤去にかかる費用の一部 を補助します。

# 対象者■

- ○物件所有者
- ○物件を賃借又は購入し、居住又は利用する者。○物件を賃借又は購入し、利用する者 ※いずれも、貸家業を営む方は対象外
- ○物件所有者

# 対象

- 一戸建て,長屋建て住宅であること。
- 建築物 (居住部分以外の床面積の合計が延べ面積の1/2以上 (居住部分以外の床面積の合計が延べ面積の1/2以上 の建築物は対象外)
- 一戸建て,長屋建て住宅であること。
  - の建築物も対象となります)

■ 平成26年6月10日~

申請 平成26年6月10日~ 期間 年度途中で予算額に達した場合は,受付を終了します。

申請

方法

申請手続は予約制です。(事前相談は随時受け付けます。)

申請書類が全て準備できている方に限り申請書類を受け付けます。

申請を希望される方は、申請前に下記に御連絡のうえ、来室日をご予約ください。

なお, 既に工事に着手されている場合や違反建築物は, 補助対象となりません。

### 申請窓口

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室(空き家対策担当) [TEL] 075-222-3503

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地(北庁舎 2 階) [受付時間] 9:00~11:30/13:30~17:00(土・日・祝を除く)

京都市空き家活用・流通支援等補助金

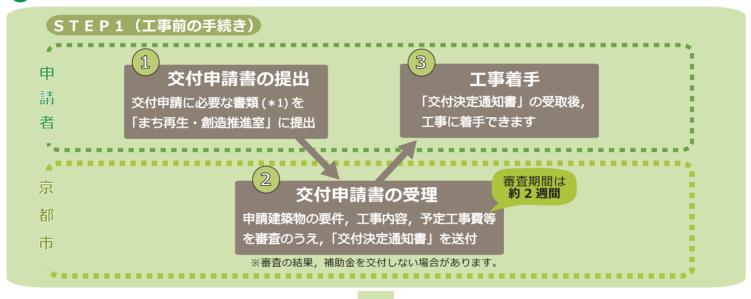


# ○ 補助対象工事・補助金額

	活用・流通促進タイプ	特定目的活用支援タイプ
対象工事	<ul> <li>① 水廻りの改修(台所・浴室・洗面所・便所)</li> <li>② 設備の改修(給排水・電気・ガス)</li> <li>③ 内装の改修(壁紙・床の仕上げなど)</li> <li>④ 外装の改修(屋根・外壁など)</li> <li>⑤ 耐震性が向上する工事(土台又は柱等の修繕など)</li> <li>⑥ 家財の撤去</li> </ul> など ※外構工事,家電・雑貨の購入費等は補助対象外となります。	<ul> <li>① 水廻りの改修(台所・浴室・洗面所・便所)</li> <li>② 設備の改修(給排水・電気・ガス)</li> <li>③ 内装の改修(壁紙・床の仕上げなど)</li> <li>④ 外装の改修(屋根・外壁など)</li> <li>⑤ 耐震性が向上する工事(土台又は柱等の修繕など)</li> <li>⑥ 家財の撤去</li> <li>⑦ まちづくり活動拠点等として活用するために必要となる造作工事など</li> <li>※外構工事,家電・雑貨の購入費等は補助対象外となります。</li> </ul>
助成金額	補助工事費用の1/2 ※上限額30万円 (京町家等(*)の場合は60万円) ※家財の撤去に係る費用は上限5万円	補助工事費用の2/3 ※上限額60万円 (京町家等(*)の場合は90万円) ※家財の撤去に係る費用は上限5万円

<sup>\*</sup>京町家等とは、昭和25年11月22日以前に着工された伝統構法(柱、梁等の主要構造部が木材で造られており、壁には貫に竹木舞の土壁が 多く用いられている木造軸組構法のこと。)によって建築されたものをいいます。

# 🔘 申請の流れ・必要書類





\*1,\*2 必要な書類については、まち再生・創造推進室の窓口で配布しているほか、当室ホームページからダウンロードできます。





